

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

### 香川県公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

#### 第1

改正後	改正前																												
<p>（応急救護処置講習の免除者に係る免許申請書の添付書類等）</p> <p>第37条 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者が令第33条の6第1項第2号ニの医師である者又は応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号。第43条において「医師に準ずる者を定める規則」という。）各号に掲げる者として法第108条の2第1項第7号に掲げる講習の免除を希望するときは、次の表の左欄に掲げる者に係る資格の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書類を提示し、又はその写しを添付しなければならない。</p>	<p>（応急救護処置講習の免除者に係る免許申請書の添付書類等）</p> <p>第37条 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者が令第33条の6第1項第2号ニの医師である者又は応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号。第43条において「医師に準ずる者を定める規則」という。）各号に掲げる者として法第108条の2第1項第7号に掲げる講習の免除を希望するときは、次の表の左欄に掲げる者に係る資格の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書類を提示し、又はその写しを添付しなければならない。</p>																												
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="179 860 347 901">区 分</th><th data-bbox="347 860 1064 901">証 明 書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="179 901 347 933">医師・歯科医師 略</td><td data-bbox="347 901 1064 933"></td></tr><tr><td data-bbox="179 933 347 1053">保健師</td><td data-bbox="347 933 1064 1053">保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表において「保助看法」という。）<u>第12条第5項の保健師免許証</u></td></tr><tr><td data-bbox="179 1053 347 1093">助産師</td><td data-bbox="347 1053 1064 1093">保助看法第12条第5項の助産師免許証</td></tr><tr><td data-bbox="179 1093 347 1133">看護師</td><td data-bbox="347 1093 1064 1133">保助看法第12条第5項の看護師免許証</td></tr><tr><td data-bbox="179 1133 347 1173">准看護師</td><td data-bbox="347 1133 1064 1173">保助看法第12条第5項の准看護師免許証</td></tr><tr><td data-bbox="179 1173 347 1246">救急救命士～消防機関が行う応急手当の講習の指導者（応急手当指導員） 略</td><td data-bbox="347 1173 1064 1246"></td></tr></tbody></table>	区 分	証 明 書 類	医師・歯科医師 略		保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表において「保助看法」という。） <u>第12条第5項の保健師免許証</u>	助産師	保助看法第12条第5項の助産師免許証	看護師	保助看法第12条第5項の看護師免許証	准看護師	保助看法第12条第5項の准看護師免許証	救急救命士～消防機関が行う応急手当の講習の指導者（応急手当指導員） 略		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1176 860 1344 901">区 分</th><th data-bbox="1344 860 2060 901">証 明 書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1176 901 1344 933">医師・歯科医師 略</td><td data-bbox="1344 901 2060 933"></td></tr><tr><td data-bbox="1176 933 1344 1053">保健師</td><td data-bbox="1344 933 2060 1053">保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表において「保助看法」という。）<u>第12条第2項の保健師免許証</u></td></tr><tr><td data-bbox="1176 1053 1344 1093">助産師</td><td data-bbox="1344 1053 2060 1093">保助看法第12条第2項の助産師免許証</td></tr><tr><td data-bbox="1176 1093 1344 1133">看護師</td><td data-bbox="1344 1093 2060 1133">保助看法第12条第2項の看護師免許証</td></tr><tr><td data-bbox="1176 1133 1344 1173">准看護師</td><td data-bbox="1344 1133 2060 1173">保助看法第12条第2項の准看護師免許証</td></tr><tr><td data-bbox="1176 1173 1344 1246">救急救命士～消防機関が行う応急手当の講習の指導者（応急手当指導員） 略</td><td data-bbox="1344 1173 2060 1246"></td></tr></tbody></table>	区 分	証 明 書 類	医師・歯科医師 略		保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表において「保助看法」という。） <u>第12条第2項の保健師免許証</u>	助産師	保助看法第12条第2項の助産師免許証	看護師	保助看法第12条第2項の看護師免許証	准看護師	保助看法第12条第2項の准看護師免許証	救急救命士～消防機関が行う応急手当の講習の指導者（応急手当指導員） 略	
区 分	証 明 書 類																												
医師・歯科医師 略																													
保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表において「保助看法」という。） <u>第12条第5項の保健師免許証</u>																												
助産師	保助看法第12条第5項の助産師免許証																												
看護師	保助看法第12条第5項の看護師免許証																												
准看護師	保助看法第12条第5項の准看護師免許証																												
救急救命士～消防機関が行う応急手当の講習の指導者（応急手当指導員） 略																													
区 分	証 明 書 類																												
医師・歯科医師 略																													
保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表において「保助看法」という。） <u>第12条第2項の保健師免許証</u>																												
助産師	保助看法第12条第2項の助産師免許証																												
看護師	保助看法第12条第2項の看護師免許証																												
准看護師	保助看法第12条第2項の准看護師免許証																												
救急救命士～消防機関が行う応急手当の講習の指導者（応急手当指導員） 略																													
<p>（免許証の更新の申請の手続）</p> <p>第70条 法第101条第1項の規定による更新申請書の提出は、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については運転免</p>	<p>（免許証の更新の申請の手続）</p> <p>第70条 法第101条第1項の規定による更新申請書の提出は、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については運転免</p>																												

許小豆事務所に、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については当該警察署長を経由して行うことができる。

2・3 略

(取消しの申請等の手続)

第77条 施行規則第30条の9第1項の規定による免許の取消しの申請書の提出は、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については運転免許小豆事務所に、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出並びに三豊警察署及び観音寺警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者が行うその者が受けているすべての種類の免許の取消しに係る申請書の提出については当該警察署長を経由して行うことができる。

2 略

別表第1 (第7条、第10条関係)

警察署	交番又は駐在所
さぬき警察署～琴平警察署	略
三豊警察署	財田上駐在所 財田中駐在所 栗島駐在所 仁尾駐在所 大浜駐在所
観音寺警察署	伊吹駐在所

別表第1の3 (第13条の2関係)

路線名	区間
高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道略	
一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から丸亀市綾歌町大字岡田上字今滝414番3地先まで
一般国道193号	略
一般国道319	善通寺市金蔵寺町字本村1252番2地先から

許小豆事務所に、高瀬警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については当該警察署長を経由して行うことができる。

2・3 略

(取消しの申請等の手続)

第77条 施行規則第30条の9第1項の規定による免許の取消しの申請書の提出は、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については運転免許小豆事務所に、高瀬警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出並びに高瀬警察署及び観音寺警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者が行うその者が受けているすべての種類の免許の取消しに係る申請書の提出については当該警察署長を経由して行うことができる。

2 略

別表第1 (第7条、第10条関係)

警察署	交番又は駐在所
さぬき警察署～琴平警察署	略
高瀬警察署	栗島駐在所 大浜駐在所
観音寺警察署	伊吹駐在所 財田上駐在所 財田中駐在所 仁尾駐在所

別表第1の3 (第13条の2関係)

路線名	区間
高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道略	
一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から丸亀市綾歌町大字岡田上字今滝414番3地先まで 仲多度郡琴平町大字榎井字中之町701番2地先から仲多度郡まんのう町買田字中手524番1地先まで
一般国道193号	略
一般国道319	善通寺市金蔵寺町字本村1252番2地先から

号	仲多度郡まんのう町買田字中手524番1地先まで
	善通寺市原田町字土居1473番3地先から 善通寺市与北町字京免3345番1地先まで
一般国道377号～臨港道路経面4号臨港線 略	

号	仲多度郡琴平町榎井字中之町707番1地先まで
	善通寺市原田町字土居1473番3地先から 善通寺市与北町字京免3345番1地先まで
一般国道377号～臨港道路経面4号臨港線 略	

第2

改正後		改正前	
別表第1の3（第13条の2関係）		別表第1の3（第13条の2関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道 略		高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道 略	
一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで	一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 丸亀市綾歌町大字岡田上字今滝414番3地先まで
一般国道193号 略		一般国道193号 略	
一般国道319号	善通寺市金蔵寺町字本村1252番2地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手524番1地先まで 丸亀市原田町字西三分一1836番1地先から 善通寺市与北町字京免3345番1地先まで	一般国道319号	善通寺市金蔵寺町字本村1252番2地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手524番1地先まで 善通寺市原田町字土居1473番3地先から 善通寺市与北町字京免3345番1地先まで
一般国道377号～臨港道路経面4号臨港線 略		一般国道377号～臨港道路経面4号臨港線 略	

第3

改正後		改正前	
別表第1の3（第13条の2関係）		別表第1の3（第13条の2関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道193号 略		高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道193号 略	
一般国道319号	善通寺市生野町字原477番1地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手524番1地先まで 丸亀市原田町字西三分一1836番1地先から 善通寺市生野町字原295番4地先まで 善通寺市生野町字原494番2地先から	一般国道319号	善通寺市金蔵寺町字本村1252番2地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手524番1地先まで 丸亀市原田町字西三分一1836番1地先から 善通寺市与北町字京免3345番1地先まで

	善通寺市生野町字原493番1地先まで
一般国道377号～主要地方道(24号)善通寺大野原線 略	
主要地方道(25号)善通寺多度津線	善通寺市金蔵寺町1290番2地先から 善通寺市生野町字原477番1地先まで
主要地方道(33号)高松善通寺線	高松市西宝町3丁目8番14地先から 坂出市府中町97番1地先まで
	丸亀市原田町東三分一2228番1地先から 善通寺市稲木町1270番1地先まで
主要地方道(35号)豊中三野線～臨港道路経面4号臨港線 略	

一般国道377号～主要地方道(24号)善通寺大野原線 略	
主要地方道(33号)高松善通寺線	高松市西宝町3丁目8番14地先から 坂出市府中町97番1地先まで
	丸亀市原田町東三分一2228番1地先から 善通寺市原田町1578番1地先まで
	善通寺市金蔵寺町1290番2地先から 善通寺市稲木町1270番1地先まで
	主要地方道(35号)豊中三野線～臨港道路経面4号臨港線 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1の表中別表第1の3の改正規定は公布の日から、第3の表の改正部分は同年5月1日から施行する。